

通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人 大岩の森

太田整形外科

通所リハビリテーション（介護予防含む）

事業所番号：2312005149

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。

解らないこと、解りにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定通所リハビリテーションサービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所リハビリテーションを提供する事業所について

事業所名称	太田整形外科
事業所番号	2312005149
代表者氏名	理事長 太田邦昭（医師：医院長）
所在地	愛知県豊橋市大岩町字北山351番地
連絡先	0532-41-6800（病院）
連絡先	0532-65-5060（クラブ）
担当者	村松完至（理学療法士）
実地地域	豊橋市 湖西市
利用定員	40名

2 事業の目的及び運営方針

事業の目的

医療法人大岩の森が開設する太田整形外科が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営の方針

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身の機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指す。

3 事業の営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日から金曜日とする。
但し、祝祭日と8/13.14.15と12/30.31～1/5を除く。
営業時間 8：30～17：30

4 サービス提供時間

提供日 毎週月曜日から金曜日とする。
提供日 但し、祝祭日と8/13.14.15と12/30.31～1/5を除く。
提供時間 13：00～16：15とする

5 事業所の職員体制

【管理者	1名】	常勤兼務	【医師	1名】	常勤兼務
【理学療法士	4名】	常勤兼務	【看護職員	10名】	常勤・非常勤兼務
【介護職員	8名】	常勤・非常勤兼務			

6 提供するサービス内容について

○ 通所リハビリテーション計画の作成

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成。

○ 短期集中個別リハビリテーション

利用者に対して、集中的にリハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められた場合に行います。退院（所）日又は認定日から起算して3か月以内の期間1日につき110単位（但し、週2回以上参加の場合のみ：対象者は要介護認定の方）

○ 利用者の送迎

事業者が所有する自動車により、居宅と事業所間の送迎を行います。事業所が送迎を行わない場合は片道につき47単位減算（要介護認定の方のみの対応）

○ 機能訓練

利用者の能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練を実施します。

また、必要に応じて介護機器の説明を実施いたします。

○ 運動機能向上

利用者の体力レベルに応じて、計画書（プログラム）を作成し、運動器の機能回復・改善のため運動（筋力運動・有酸素運動・プール運動）を実施します。

○ 科学的介護推進体制

利用者データを厚生労働省の「LIFE（ライフ）」へ提出し、フィードバックを用いたPDCAサイクルによるケアの質向上を評価する仕組みに取り組んでいます。

○ リハビリ会議

医師、理学療法士、運動指導員などの専門職、ケアマネージャー等多職種合同で利用者の目標や支援方針を共有し、見直すための会議を開催します。

7 提供サービスの利用料、自己負担額（介護保険適応）について

平成30年の改定により、所得が一定以上ある65歳以上の方の負担割合が1割、2割、3割に変更されました。当院のサービスを利用される際は「介護保険証」と合わせて「介護保険負担割合証」のご確認をさせていただきます。

～支払いについて～（ご本人負担分）

ご利用料金については、1か月ごとに計算をし、ご請求となります。

ご利用月の翌月26日（土曜日曜祝日の場合は、休日明けの金融機関営業日）に登録の金融機関より自動引き落としをさせていただきます。

～介護報酬改定について～

介護報酬改定は、原則として3年ごと（3年に1回）実施されます。例外の改定もあります。その際は速やかに利用者の皆様にご案内をさせていただきます。

以下の料金表は便宜上の費用となる為、実際の請求金額には若干の差が生じます。

(料金表)

令和8年6月一部改訂 介護報酬改定

要支援の方の費用 【要支援の方は1月あたり】

	利用料(月額)	自己負担(1割)	基準
要支援 1	22,680円	2,268円	
要支援 2	42,280円	4,228円	
サービス提供体制強化(Ⅲ)加算	240円	24円	要支援1 1月に1回算定
	480円	48円	要支援2 1月に1回算定
科学的介護推進体制加算	400円	40円	1月に1回算定
退院時共同指導加算	6,000円	600円	退院前カンファレンスに参加した場合のみ1回算定
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	2,562円	252円	要支援1 1月に1回算定
	4,739円	466円	要支援2 1月に1回算定

令和8年6月一部改訂 介護報酬改定

要介護の方の費用 【要介護の方は1日あたり】

	利用料	自己負担(1割)	基準
要介護 1	4,860円	486円	
要介護 2	5,650円	565円	
要介護 3	6,430円	643円	
要介護 4	7,430円	743円	
要介護 5	8,420円	842円	
短期集中リハ実施加算	1,100円	110円	実施した回数
サービス提供体制強化(Ⅲ)加算	60円	6円	サービス提供日数
リハ提供体制加算	120円	12円	サービス提供日数
科学的介護推進体制加算	400円	40円	1月に1回算定
退院時共同指導加算	6,000円	600円	退院前カンファレンスに参加した場合のみ1回算定
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	利用回数に応じて		1月に1回算定

8 その他費用について 【実費】

送迎費	片道10キロ未満	400円	実施地域を超えた地点から
	片道10キロ以上	500円	
おむつ代		150円	1枚あたり

9 サービスの利用にあたっての留意事項

- 1 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示します。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。
 - ①気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。
 - ②共有の施設、設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用してください。
 - ③時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。
 - ④休まれる場合はご連絡ください。

Ⅰ 0 緊急時又は事故発生時の対応

1 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合、当院医師による対応をし、必要に応じて速やかに主治医と連絡を取り、その指示に従います。

また、必要な場合には、利用者及びその家族が指定する物に対し、緊急に連絡をします。

2 事故発生時の対応

①利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防含む）サービスの提供により、事故が生じた場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事故防止のため、委員会等において具体的な事故防止の対策を関係職員と共有し、事故が生じた際はその原因を解明し、対策を講じます。

③利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防含む）サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

但し、利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

Ⅰ 1 非常災害対策

事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出の訓練を行います。

Ⅰ 2 事業継続計画の策定等について

1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

Ⅰ 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとお必要な措置を講じます。

1 虐待防止に関する担当者を選定しています。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

3 虐待防止のための指針の整備をしています。

4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

Ⅰ 4 ハラスメント対策・迷惑行為への対応について

1 事業所は、職員の労働環境を確保し適切なサービスを継続するため、ハラスメントおよびカスタマーハラスメントの防止に努めます。

2 利用者や家族等による暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、理不尽な要求や長時間の拘束等の迷惑行為はお控えください。

3 該当行為があった場合は事実確認のうえ改善を求め、必要に応じサービス見直しや中断等を行います。

4 改善が無く安全確保が困難な場合は、契約を解除する場合があります。

5 正当なご意見や苦情等は、従来通り誠意をもって対応いたします。

医療法人大岩の森

Ⅰ 5 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の1～3の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、9年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- 2 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- 3 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

Ⅰ 6 サービス提供に関する相談・苦情について

提供しているサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情については相談窓口を設置しています。

*事業所窓口

太田整形外科

メールアドレス info@ohiwanomori.or.jp

ホームページ <https://www.ohiwanomori.or.jp>

TEL/FAX 0532-41-6800 0532-41-6688 (病院)

TEL/FAX 0532-65-5060 0532-65-7040 (クラブ)

受付時間 午前8:30～午後5:30とする

*愛知県窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情申立書(郵送・FAX)

TEL 052-971-4165

*豊橋市窓口

東三河広域連合 介護保険課

TEL 0532-26-8471

Ⅰ 7 重要事項説明書 同意書

この重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

ご署名

説明者